

## マイナンバーカード電子証明書の有効期限にご注意ください

### ◆電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、**年齢問わず発行日から5回目の誕生日まで**です。

マイナ保険証で医療機関や薬局をご利用の際、有効期限の3か月前から顔認証付きカードリーダーの画面に、有効期限のアラートが表示されます。

マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）までです。

### ◆更新するにはどうしたらいいの？

お住いの自治体から有効期限の2～3か月前に「有効期限通知書」が送付されます。

「有効期限通知書」が届きましたら速やかに開封して、自治体窓口で更新手続きを行って下さい。更新手数料は無料です。

※電子証明の有効期限についてはこちら♪

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459040.pdf>

### ◆転居された方もご注意！

お引越の際は「マイナンバーカード・通知カード」の住所変更手続きが必要です。

転入届・転居届を提出しても、マイナンバーカードの住所変更手続きを行わないと90日後にマイナンバーカードが失効します。ご家族全員分の手続きも忘れずに！

### ◆既にマイナ保険証は持っているが、今も健康保険証で受診している方へ

現保険証は**今年の12月1日**までの使用となり、12月2日以降は原則マイナ保険証と

なります。12月2日以降にマイナ保険証で受診しようとした際、電子証明書の有効期限が

切れているとオンラインでの資格確認ができず、一部負担で済む保険診療を受けられなくなる

ことが考えられます。不測の事態にならないよう、今からマイナ保険証での受診を推奨します。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>